

中央区健康・食育プラン推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 中央区健康・食育プラン（以下「推進計画」という。）の、点検及び評価をし、並びに改定をするとともに推進計画を推進するため、中央区健康・食育プラン推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進委員会は、次に掲げる事項について調査及び検討を行い、その結果を区長に報告する。

- 一 推進計画の進捗状況の点検及び評価に関すること。
- 二 推進計画の改定に関すること。
- 三 推進計画に定める事項を推進する施策に関すること。
- 四 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認めること。

(組織)

第3条 推進委員会は、30人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱し、又は任命する。

- | | |
|---------------------------------|-------|
| 一 学識経験を有する者 | 3人以内 |
| 二 医療関係団体の構成員 | 6人以内 |
| 三 区民及び中央区(以下「区」という。)の区域内の団体の構成員 | 17人以内 |
| 四 区の職員 | 4人以内 |

3 推進委員会に幹事会を置くことができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、選任の日から2年とする。

2 委員に欠員が生じた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等及びその職務)

第5条 推進委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は委員の互選により選出し、副委員長は委員の中から委員長が指名する。

3 委員長は、推進委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集)

第6条 推進委員会は、委員長が招集する。

(定足数及び表決)

第7条 推進委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 推進委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のと

きは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 推進委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第9条 推進委員会は、特に非公開とする必要がある場合を除き、公開とする。

(専門部会)

第10条 推進委員会に、専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

- 2 部会は、推進委員会から付託された事項について、専門的に調査し、及び研究し、その経過及び結果を推進委員会に報告する。
- 3 部会は、委員長が指名する委員をもって組織する。
- 4 部会に部会長を置き、委員長が指名する委員をもって充てる。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちからあらかじめ部会長の指名する者が、その職務を代理する。

(専門委員)

第11条 部会には、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、部会における調査研究に関し、専門的な知識を有する者のうちから、委員長が指名する。

(準用)

第12条 第6条から第9条までの規定は、部会について準用する。この場合において、「推進委員会」とあるのは「部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第13条 推進委員会の庶務は、福祉保健部生活衛生課において処理する。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成14年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月20日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年1月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の健康中央21及び中央区食育推進計画推進委員会設置要綱（以下「改正前の要綱」という。）第3条第2項の規定により区長が委嘱し、又は任命した健康中央21及び中央区食育推進計画推進委員会（以下「旧委員会」という。）の委員は、この要綱による改正後の中央区健康・食育プラン推進委員会設置要綱（以下「改正後の要綱」という。）の施行の日（以下「施行日」という。）に、改正後の要綱第3条第2項の規定により区長が委嘱し、又は任命した中央区健康・食育プラン推進委員会（以下「新委員会」という。）の委員とみなす。この場合において、区長が委嘱し、又は任命したとみなす新委員会の委員の任期は、改正後の要綱第4条第1項の規定にかかわらず、施行日における旧委員会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 3 この要綱の施行の際現に改正前の要綱第5条第2項の規定により選出された旧委員会の委員長及び同項の規定により指名された旧委員会の副委員長である者は、それぞれ施行日に、改正後の条例第5条第2項の規定により選出された新委員会の委員長及び同項の規定により指名された新委員会の副委員長とみなす。